



Title	雑報
Citation	北大法学論集, 46(6): 487-489
Issue Date	1996-03-29
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15658
Type	bulletin
File Information	46(6)_p487-489.pdf



[Instructions for use](#)

北海道大学法学部法学会記事

○平成七年九月二六日（火）二時半より

「ドイツ企業結合法の基本的性格」

報告者 ユルゲン・クンツ 氏

出席者 一三名

本報告の内容は別稿にて掲載される予定である。

○平成七年九月二九日（金）一時半より

「法的類推の抽象化に基づく分析

——人工知能からのアプローチ——」

報告者 原 口 誠 氏

（北海道大学工学部教授）

出席者 一六名

書かれた知識は常に不完全であり、変遷する時代や技術の変化に対応できないという意見がある。現代の計数型計算機に知識を搭載し、その推論パワーによって知識情報処理を行なう人工知能や知識工学においても、知識の不完全性問題から逃れる十分な術を持っているわけではない。一方、現実の複雑な紛争解決を行うべき法律においても、社会や意識の変化に伴い、条文を「現在」の事例に適用するための解釈が常に必要となるのも事実であろう。解釈された条文は条文の適用範囲を広げ、法の欠缺を補う効果を持つ。かくして、法学の解釈問題と人工知能における知識の不完全性問題はある意味で同一の問題点を共有し、したがって、法学の立場から知識ベースの不完全性問題を、あるいは逆に、人工知能の立場から条文の解釈問題を論じることが十分に意義あることと考える。本報告では、こうした観点から、特に類推解釈を現代の知識情報処理技術によって扱う可能性について報告する。

一 民法九四条第二項の類推適用

法律条文の類推適用を模倣する計算機システムを設計する目的で、民法九四条第二項の類推適用について考察した。まず、条文および関連知識は、通常の論理式で表現されているとし、

要件部の汎化によって中間仮説を生成する方式を与えた。技法的に述べれば、機械学習の分野で知られているルール汎化操作により汎化規則を生成し、さらに汎化規則を演繹的に適用する。民法九四条の場合は、法律行為の意思表示概念を、不動産の移転登記を含む適法行為概念に汎化し、これを移転登記の問題に適用することを意味している。この方式の長所としては、領域知識、すなわち、条文と関連した知識が十分記述されている場合は、原理的な類似性判定能力は高いが、反面、条文や類推適用の対象となる事例とは無関係な類似性すらも妥当な類似性と思えず危険性を秘めている。

二 概念階層に基づく類推

前節の類推方式が有する問題点を解決するために、法的な概念階層を陽に利用する方式に進化させたものが、「概念階層に基づく類推」である。ここでは、概念を論理学でいう「型」に翻訳し、全ての条文や関連知識は、型情報を伴う演繹的規則として記述されるとする。したがって、法律行為、契約等の法律概念は全て型として扱われ、法律行為に関する規範は、型としての法律行為に束縛されたルールとして記述する。こうした表現上の仮定のもとに、類推は型制約を概念(型)階層に沿って

緩和させる操作として実装されている。例えば、型「法律行為」に束縛されたルールをより一般的な型「適法行為」に束縛する新ルールに置き換えることにより、型情報の緩和を試みることになる。前節の類推方式と比較すれば、型による強い制御を課したものとなっており、したがって、類推結果の正当性もある程度は保証できる。反面、前節の方式に比べれば、類推の「自由度」は著しく制限されている。

三 関連性の推論と類推

一の類推方式では、類推の「自由度」を優先させ、一方、二のそれは、類推の「自由度」をある程度制限し、結果の正当性の論拠を強化する方式であると言える。では、次に目指すべきものとしては一般に相反する要請である「自由度」と「正当性」を旨く調和させ、かつ、計算論的にも妥当な類推方式を設計することであろう。このことは、可能な汎化が所与の規範や事例とどれ程関連したものであるかを決定するための計算論的な装置を人工知能が提供できるか否かにかかっている。本報告ではそうした装置の一つの候補として、「抽象化に基づく類推」について報告した。

抽象化に基づく類推では、推論の対象となる法的概念に関連

した類似性のみをその探索対象としている。ここで、所与の類似性の関連性を決定するために、現在は左記に示す定義を採用している。

『候補類似性から「抽象的知識」が形成されるとき、またそのときに限り候補類似性は所与の概念に関連した類似性を定める』

現在、この方式の計算機実装を進めており、来年度以後、専門家に供し、そのテストを受けたいと考えている。そのことにより、システムと推論方式の改良を行うと同時に、法的類似性判断の検証のための支援ツールにまで高めていければ望外の喜びである。